



埼玉県報

第234号
令和3年(2021年)
8月13日
金曜日

目次

訓令

- 教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）

告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 埼玉県庁舎ほか72施設で使用する電気に関する入札公告（管財課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 令和3年度クリーニング師試験の実施（保健医療政策課）
- 令和3年度埼玉県ふぐ調理師試験の一部を改正する告示（食品安全課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 上里土地改良区の役員就任届（本庄農林振興センター）
- 国道254号バイパスふじみ野地区土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出（市街地整備課）
- 県道川越栗橋線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 県道蓮田鴻巣線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）

訓令

埼玉県教育委員会訓令第五号

埼玉県教育局

県立教育機関

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年八月十三日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

教育局等の職員の勤務時間に関する規程（昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 大規模災害等への対応のため、職務の遂行上特に必要がある場合においては、当該職務に従事する職員の勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間については、第一条から前条までの規定にかかわらず、教育長が別に定める。

附則中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第九百四十二号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和三年八月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 募集種目

自衛官候補生

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の一日から起算して三月に達する日の属する月の翌月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 試験種目

イ 学科試験（国語、数学、地理歴史及び公民）

ロ 作文

ハ 口述試験

ニ 適性検査

ホ 身体検査

ヘ 経歴評定

四 募集期間

令和三年八月十七日（火）から同年九月八日（水）まで

五 採用予定時期

令和四年三月下旬から同年四月上旬まで

六 試験期日

イ 学科試験、作文及び適正検査（Web試験方式）

令和三年九月十六日（木）から同月十九日（日）までの間の任意の日

ロ 口述試験及び身体検査

令和三年九月二十五日（土）から同月三十日（木）までの間の指定する日

七 試験場の位置及び名称（口述試験及び身体検査）

イ 令和三年九月二十五日（土）及び同月二十六日（日）

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七

陸上自衛隊大宮駐屯地

ロ 令和三年九月二十七日（月）から同月三十日（木）までの間
東京都練馬区大泉学園町
陸上自衛隊朝霞駐屯地

八 応募者の受付

イ インターネットによる場合
自衛官募集ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>) に
おいて受け付ける。

ロ 郵送又は持参による場合
各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所にお
いて受け付ける。

九 自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階

自衛隊埼玉地方協力本部

（電話〇四八―八三一―六〇四三）

（ウェブページ <https://www.mod.go.jp/pco/saitama/>）

（電子メール hql-saitama@pco.mod.go.jp）

ロ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

（電話〇四八―六五一―二四二〇）

ハ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

（電話〇四―二九二―四六九一）

ニ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

（電話〇四八―四六六―四四三五）

ホ 埼玉県熊谷市筑波二丁目九十八番地駅前パールビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

（電話〇四八―五二二―四八五五）

ヘ 埼玉県秩父市大野原四百九十一番地一関東森林管理局埼玉森林管理事務所内

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

（電話〇四九四―二二一―六一五七）

告 示

埼玉県告示第九百四十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年八月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県庁舎ほか72施設で使用する電気 予定使用電力量31,005,969キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

令和3年12月1日（水）から令和4年11月30日（水）まで。ただし、令和4年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除できるものとする。

(4) 需要場所

埼玉県庁舎ほか72施設

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第

41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、国又は地方公共団体において電力調達契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (8) 入札説明書の様式2の別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。
- (9) 契約の締結日に関わらず、平成28年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国、地方公共団体又は民間企業その他の団体との契約により、1年間に10,000,000キロワット時以上を供給する電力調達を完了した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部管財課電気施設担当 大鹿 電話048-830-2613（直通）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合
埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。
 - イ 紙媒体による場合
上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。
- (3) 入札書受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合
令和3年9月28日（火）午前9時から同月30日（木）午後5時まで
 - イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
令和3年9月28日（火）午前9時から同月30日（木）午後3時まで

なお、郵送する場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部管財課 令和3年10月1日（金）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を入札説明書に示す方法で令和3年8月27日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 3 年 9 月 3 日 (金) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書 (案) による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of services required

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Office and 72 other facilities (estimated kWh: 31,005,969 kWh).

(2) Submission Period for Bids by Electronic Bidding System:

From 9 a.m. on September 28, 2021 (Tuesday) until 5 p.m. on September 30, 2021 (Thursday)

(3) Submission Period for Bids in Person or by Registered Mail:

From 9 a.m. on September 28, 2021 (Tuesday) until 3 p.m. on September 30, 2021 (Thursday)

(4) Contact point for more information

Public Property Management Division,
General Affairs Department,
Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2613

告 示

埼玉県告示第九百四十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

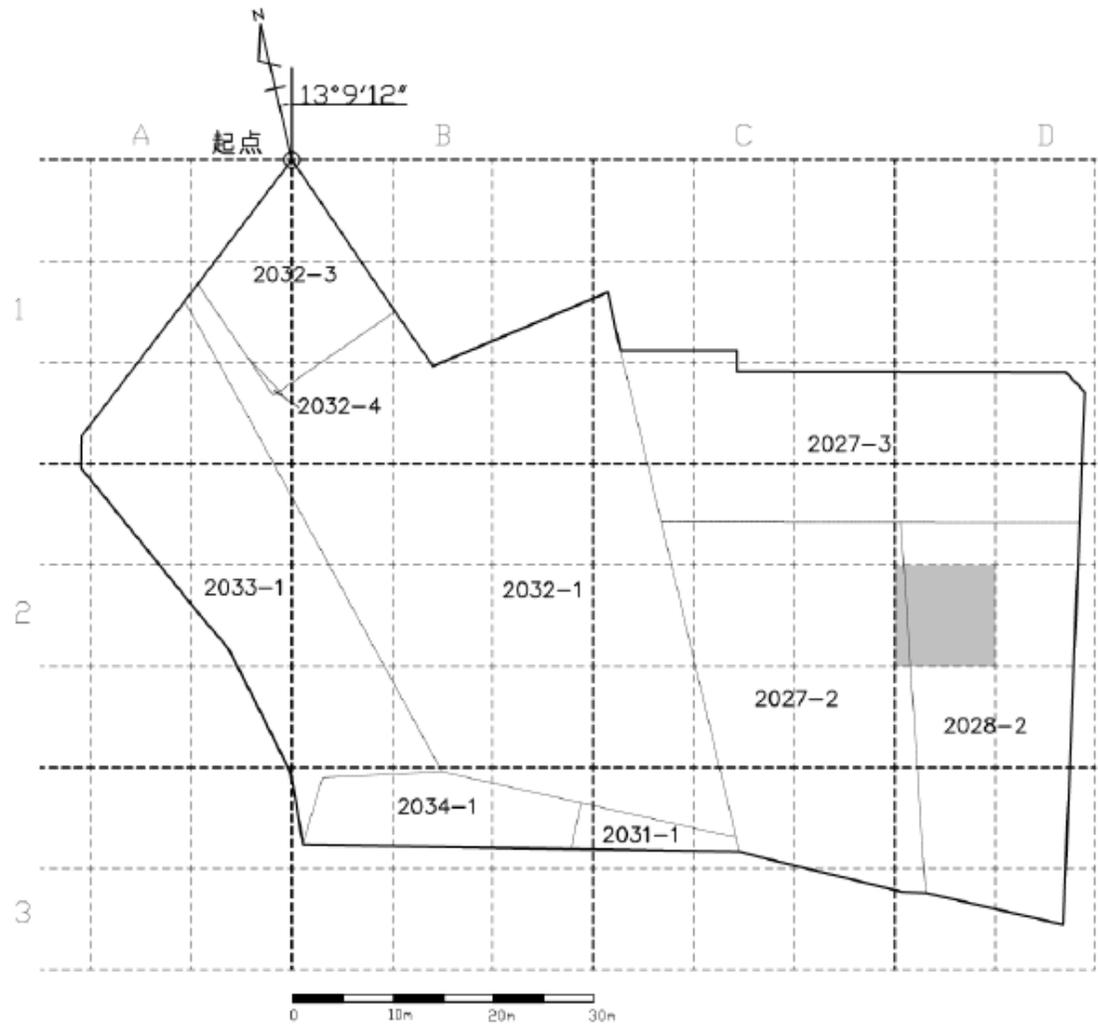
令和三年八月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県和光市白子一丁目二千二十七番二の一部及び二千二十八番二の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物



【起点】
 起点は、和光市白子一丁目2032番3の
 最北端とする。

【格子の回転角度】 13度9分12秒

- 凡例**
- 敷地境界
 - 筆境界
 - 単位区画
 - 30m格子
 - 形質変更時要届出区域(鉛含有量)

告示

埼玉県告示第九百四十五号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり行う。

令和三年八月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験の期日及び場所

試験期日	試験場所
令和三年十一月十八日（木）	埼玉県さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一 埼玉県クリーニング会館

二 試験科目

- イ 衛生法規に関する知識
- ロ 公衆衛生に関する知識
- ハ 洗たく物の処理に関する知識及び技能

三 受験資格

次に掲げる者のいずれかに該当すること。

- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者
- ロ 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

四 受験手続

イ 提出書類

クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）第三条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

七千五百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 提出期間及び提出方法

(1) 持参の場合

令和三年九月十四日（火）

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後

四時まで

(2) 郵送の場合

令和三年九月六日（月）から九月十四日（火）まで

埼玉県保健医療部保健医療政策課宛の簡易書留によること。なお、九月十四日（火）までの消印のあるものに限る。

ニ 提出場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県保健医療部保健医療政策課 研修・国際協力・免許担当

五 合格発表の場所及び期間

イ 埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前掲示

令和三年十二月二十七日（月）午前十時から十二月二十八日（火）午後五時
まで

ロ 埼玉県保健医療部保健医療政策課ホームページ掲載

令和三年十二月二十七日（月）午前十時から令和四年一月二十六日（水）午
後五時まで

告 示

埼玉県告示第九百四十六号

令和三年埼玉県告示第五百三十四号（令和三年度埼玉県ふぐ調理師試験）の一部を次のように改正する。

令和三年八月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

第一号イ中「令和三年八月十七日（火）」を「令和三年十月二十六日（火）」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 実技試験

令和三年十月二十八日（木）

埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目千四百十七番地

コープデリ商品検査センター

第六号中「令和三年九月十七日（金）」を「令和三年十一月二十六日（金）」に改める。

告 示

埼玉県告示第九百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年八月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS 秩父

埼玉県秩父市上野町八百五番地十四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社りそな銀行 代表取締役 浅井哲

大阪府大阪市中央区備後町二丁目二番一号

（変更後） 株式会社りそな銀行 代表取締役 浅井哲

大阪府大阪市中央区備後町二丁目二番一号

株式会社ピーアンドディコンサルティング 代表取締役 溝口隆

朗

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計十三者

（変更後） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計十四者

ハ 変更年月日

令和三年五月二十日外

ニ 届出年月日

令和三年七月二十九日

二 縦覧期間

令和三年八月十三日から令和三年十二月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年八月十三日から令和三年十二月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第九百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年八月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS 秩父

埼玉県秩父市上野町八百五番地十四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）六千四百十二平方メートル

（変更後）七千九百九平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 三百八十二台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四百六十四台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 百九十九台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二百四十二台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）国道一四〇号側駐車場 午前七時四十五分から翌午前一時

国道二九九号側駐車場 午前七時四十五分から翌午前一時

屋上駐車場 午前七時四十五分から午後十時

（変更後）国道一四〇号側駐車場 午前七時四十五分から翌午前一時

国道二九九号側駐車場 午前七時四十五分から翌午前一時

増床棟側駐車場 午前七時四十五分から翌午前一時

屋上駐車場 午前七時四十五分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 七か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 八か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和四年四月一日

二 届出年月日

令和三年七月二十九日

二 縦覧期間

令和三年八月十三日から令和三年十二月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年八月十三日から令和三年十二月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第九百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年八月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガセンタートリアル上里店

埼玉県児玉郡上里町大字七本木二千百二十一番地二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 永田久男

福岡県福岡市東区多の津一丁目十二番二号

（変更後）株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 石橋亮太

福岡県福岡市東区多の津一丁目十二番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 永田久男

福岡県福岡市東区多の津一丁目十二番二号

（変更後）株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 石橋亮太

福岡県福岡市東区多の津一丁目十二番二号

ハ 変更年月日

平成三十年六月十九日

ニ 届出年月日

令和三年七月二十六日

二 縦覧期間

令和三年八月十三日から令和三年十二月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年八月十三日から令和三年十二月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年八月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル騎西店

埼玉県加須市根古屋六百四十八―三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田久男

福岡県福岡市東区多の津一丁目十二番二号

（変更後）株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋亮太

福岡県福岡市東区多の津一丁目十二番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田久男

福岡県福岡市東区多の津一丁目十二番二号

（変更後）株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋亮太

福岡県福岡市東区多の津一丁目十二番二号

ハ 変更年月日

平成三十年六月十九日

ニ 届出年月日

令和三年七月二十六日

二 縦覧期間

令和三年八月十三日から令和三年十二月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年八月十三日から令和三年十二月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、上里土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年八月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	小山 浩美	埼玉県児玉郡上里町大字金久保六百八十三番地

告 示

埼玉県告示第九百五十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二十九条第一項の規定により
国道二百五十四号バイパスふじみ野地区土地区画整理組合から理事の氏名及び住所
の変更の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和三年八月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

退任した理事の氏名及び住所

永倉 一 男 埼玉県ふじみ野市駒林八百五十四番地

渡辺 智 埼玉県ふじみ野市福岡百三十九番地

岡本 和 廣 埼玉県ふじみ野市水宮十三番二十五号

野澤 利 夫 埼玉県ふじみ野市駒林九百十三番地

就任した理事の氏名及び住所

新井 芳 弘 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野二千百七十一番地二

坂上 哲 樹 東京都中央区月島一丁目十一番九の七百二号

柴田 善 弘 東京都文京区関口三丁目一番五号目白坂フラットB三百一

松崎 均 埼玉県ふじみ野市亀久保一丁目一番十六号ウエストビル二百

五

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年八月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>久喜市菖蒲町菖蒲字太鼓田六〇五七 番地先から同市菖蒲町三箇字大久保 三七七五番四地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>四七・九四</p>	<p>一三・二九 一七・〇三</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二六〇・七〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>歩道整備工事である。</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年八月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

蓮田鴻巣線	路線名
蓮田市東五丁目三九四六番二地先から同市東五丁目三九五九番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	供用開始の区間
令和三年八月十三日	供用開始の期日
平成三十年十一月二十七日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 一九五・〇〇メートル	備考